

必要書類及び手数料一覧

届出内容		手数料	届出様式	添付書類	提出期限
新規登録		53,800	計量証明事業登録申請書 〔様式第60〕	①履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ②計量証明事業概要 ③計量証明用設備一覧表（器物番号まで特定） ④特定計量器のJQA発行の検定済証（又は指定製造事業者発行の基準適合検査済証）の写し（pH検出器については器物番号及び検定証印が確認できる写真） ⑤特定計量器のうち大気濃度計及びガラス電極式水素イオン濃度指示計の取扱い説明書の写し（都が必要と認めた場合） ⑥レベルレコーダーのJQA等発行検査合格証の写し（音圧レベル、振動加速度レベルのみ） ⑦計量士登録証の写し ⑧計量士の雇用関係を証明するもの（健康保険証の写し等）：確認後返却 ただし、事業者の諸事情により常勤による雇用が難しい場合、 ・ 週3日以上の出勤が確認できるものの提示 ・ 登録事業者との雇用を証明するものの提示（写しでも可） ・ 計量管理者の本人確認ができるものの提示 ・ 計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合、計量管理者の通勤状況を確認できるものの提示 ⑨濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類（特定濃度のみ） ⑩特定施設設置届出書の写し（都下水道局又は市町村の受付印があるもの）及び受理書の写し（濃度・特定濃度のみ） ⑪産業廃棄物処理委託契約書の写し（濃度・特定濃度のみ） ⑫計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図 ⑬事業所までの案内図 ⑭認定証の写し（特定濃度のみ） ⑮計量証明対象物質名等及び計量の方法と機器又は装置の一覧表（濃度のみ） ⑯同意確認書（ホームページへの事業者情報公開に伴う）	随時
				①履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ②計量証明事業登録証（原本） ③計量証明書の様式【事業規程の別紙にあるもの】 ④特定施設設置届出書の写し（都下水道局又は市町村の受付印があるもの）及び受理書の写し（濃度・特定濃度のみ） ⑤計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図 ⑥事業所までの案内図 ⑦計量証明事業登録証（原本） ⑧履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ⑨計量証明事業登録証 ⑩履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ⑪計量証明事業登録証 ⑫事業承継同意証明書（相続人が2人以上で全員の同意による場合）〔様式第57〕 ⑬相続証明書（上記以外）〔様式第58〕 ⑭履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ⑮計量証明事業登録証（原本） ⑯計量証明事業概要 ⑰計量証明用設備一覧表（器物番号まで特定） ⑱計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図 ⑲認定証の写し（特定濃度のみ）	変更後 遅滞なく （概ね1ヶ月以内）
変更（有料）	住所、氏名又は名称《注》	1,750	登録申請書 記載事項変更届 〔様式第61〕	①履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ②計量証明事業登録証（原本） ③計量証明書の様式【事業規程の別紙にあるもの】 ④特定施設設置届出書の写し（都下水道局又は市町村の受付印があるもの）及び受理書の写し（濃度・特定濃度のみ） ⑤計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図 ⑥事業所までの案内図 ⑦計量証明事業登録証（原本） ⑧履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ⑨計量証明事業登録証 ⑩事業承継同意証明書（相続人が2人以上で全員の同意による場合）〔様式第57〕 ⑬相続証明書（上記以外）〔様式第58〕 ⑭履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ⑮計量証明事業登録証（原本） ⑯計量証明事業概要 ⑰計量証明用設備一覧表（器物番号まで特定） ⑱計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図 ⑲認定証の写し（特定濃度のみ）	変更後 遅滞なく （概ね1ヶ月以内）
	事業譲渡による氏名・名称、住所、事業所の所在地の変更《注》 事業合併による氏名・名称、住所、事業所の所在地の変更《注》 事業区分別の変更（濃度、特定濃度区分中の括弧書き部分の変更に限る）《注》			①計量証明設備一覧表【事業規程の別紙にあるもの】 ②特定計量器の場合、JQA発行の検定済証（又は指定製造事業者発行の基準適合検査済証）の写し（pH検出器については器物番号及び検定証印が確認できる写真） ③特定計量器のうち、大気濃度計及びガラス電極式水素イオン濃度指示計については取扱い説明書の写し（都が必要と認めた場合） ④レベルレコーダーの場合、JQA等発行検査合格証の写し（音圧レベル、振動加速度レベルのみ） ⑤履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ⑥委任状（委任状を発行している事業者のみ） ⑦計量士登録証の写し ⑧事業規程の別紙（必要な場合） ⑨計量士の雇用関係を証明するもの（健康保険証の写し等）：確認後返却 ただし、事業者の諸事情により常勤による雇用が難しい場合、 ・ 週3日以上の出勤が確認できるものの提示 ・ 登録事業者との雇用を証明するものの提示（写しでも可） ・ 計量管理者の本人確認ができるものの提示 ・ 計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合、計量管理者の通勤状況を確認できるものの提示 ⑩濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類（特定濃度のみ）	変更後 遅滞なく （概ね1ヶ月以内）
変更（無料）	計量証明設備	無料	登録申請書 記載事項変更届 〔様式第61〕	①計量証明設備一覧表【事業規程の別紙にあるもの】 ②特定計量器の場合、JQA発行の検定済証（又は指定製造事業者発行の基準適合検査済証）の写し（pH検出器については器物番号及び検定証印が確認できる写真） ③特定計量器のうち、大気濃度計及びガラス電極式水素イオン濃度指示計については取扱い説明書の写し（都が必要と認めた場合） ④レベルレコーダーの場合、JQA等発行検査合格証の写し（音圧レベル、振動加速度レベルのみ） ⑤履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ⑥委任状（委任状を発行している事業者のみ） ⑦計量士登録証の写し ⑧事業規程の別紙（必要な場合） ⑨計量士の雇用関係を証明するもの（健康保険証の写し等）：確認後返却 ただし、事業者の諸事情により常勤による雇用が難しい場合、 ・ 週3日以上の出勤が確認できるものの提示 ・ 登録事業者との雇用を証明するものの提示（写しでも可） ・ 計量管理者の本人確認ができるものの提示 ・ 計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合、計量管理者の通勤状況を確認できるものの提示 ⑩濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類（特定濃度のみ）	変更後 遅滞なく （概ね1ヶ月以内）
	代表者			①履歴事項全部証明書（法人）（原本）又は住民票の写し（個人）：確認後返却 ②委任状（委任状を発行している事業者のみ） ③計量士登録証の写し ④事業規程の別紙（必要な場合） ⑤計量士の雇用関係を証明するもの（健康保険証の写し等）：確認後返却 ただし、事業者の諸事情により常勤による雇用が難しい場合、 ・ 週3日以上の出勤が確認できるものの提示 ・ 登録事業者との雇用を証明するものの提示（写しでも可） ・ 計量管理者の本人確認ができるものの提示 ・ 計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合、計量管理者の通勤状況を確認できるものの提示 ⑩濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類（特定濃度のみ）	変更後 遅滞なく （概ね1ヶ月以内）
事業区分別	計量証明事業登録証の再交付	1,750	登録証再交付申請書 〔様式第62〕	①計量証明事業登録証（原本）（紛失した場合は、その代わりに計量証明事業登録証紛失届）	随時
	事業廃止《注》	無料	事業廃止届 〔様式第59〕	①計量証明事業登録証（紛失した場合は、その代わりに計量証明事業登録証紛失届） ②計量証明事業者報告書	廃止後 遅滞なく
事業規程	新規届出	無料	事業規程届出書 〔様式第61の2〕	①事業規程	登録後 遅滞なく （概ね登録後1ヶ月以内）
	変更《注》	無料	事業規程変更届出書 〔様式第61の3〕	①事業規程 ②変更した箇所の新旧対照表 以下の事項を変更した場合は、事業規程変更届の提出は必要ありません。ただし、事業規程で該当する箇所の別紙を提出してください。 ・ 計量証明用設備を変更したとき ・ 計量証明書の様式が変更になったとき ・ 計量証明書の記載項目の内、計量管理者、住所及び事業所の所在地が変更になったとき ・ 計量管理者が変更になったとき（氏名及び登録番号が別紙になっている場合に限る） ・ 組織が変更になったとき（当該箇所が別紙になっており、かつ本文の変更がない場合に限る）	変更後 遅滞なく （概ね1ヶ月以内）
登録簿	閲覧	370	登録簿簿本閲覧請求書 〔様式第63〕	・ 法様式第63の1～5に掲げる事項は請求の内容に従い記載して下さい。 ただし、不明の場合はこの限りではありません。	随時
	簿本交付	760	登録簿簿本交付請求書 〔様式第63〕	・ 法様式第63の1～5に掲げる事項は請求の内容に従い記載して下さい。 ただし、不明の場合はこの限りではありません。	随時
登録証明	登録証明（奥書証明）	1部400	登録証明願	・ 必要枚数プラス1枚を提出してください。（1枚は当所の控えになります。） ・ 記載内容は省略せず、登録証のとおり記載してください。 ・ 必要枚数が多い時は、即日交付できないことがあります。この場合、事前に電話等でご連絡ください。	随時
	計量証明検査合格証明（奥書証明）	1部400	計量証明検査合格証明願	・ 必要枚数プラス1枚を提出してください。（1枚は当所の控えになります。） ・ 検査日については、裏表紙の担当に電話等でお問い合わせください。	検査合格後 1ヶ月以内